

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

ソフトバンクモバイル株式会社

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

総務大臣 殿

平成27年6月30日提出

会社名 ソフトバンクモバイル株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮内 謙 ㊞

本店の所在の場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

電話番号 (03) 6889-2000

連絡者 財務経理本部長 内藤 隆志

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号

名称 本社

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としています。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しています。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

（1）事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしています。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

（2）その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、二種接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成しています。

- （1）貸借対照表
- （2）損益計算書
- （3）個別注記表
- （4）移動電気通信役務収支表

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した検証報告書を受領しています。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次のとおり会計監査人からの検証報告書を受領しています。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 29 期事業年度の計算書類として、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しています。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

ソフトバンクモバイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀 保彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 孫 延生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトバンクモバイル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成27年4月1日にソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ワイモバイル株式会社を吸収合併している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立した監査法人の検証報告書

平成27年6月22日

ソフトバンクモバイル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

社員 公認会計士 中山 一郎 ㊞

社員 公認会計士 芳賀 保彦 ㊞

社員 公認会計士 孫 延生 ㊞

社員 公認会計士 大枝 和之 ㊞

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日総務省令第24号）第11項の規定に基づき、ソフトバンクモバイル株式会社の第29期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の移動電気通信役務収支表について検証を行った。この移動電気通信役務収支表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から移動電気通信役務収支表に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る収益及び費用を移動電気通信役務収支表として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が会社法に基づく監査を実施した第29期事業年度の財務諸表を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会実務指針第43号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（平成23年5月17日改正 日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に移動電気通信役務収支表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した営業収益及び営業費用の配賦基準となる数値の検証も含め全体として移動電気通信役務収支表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の移動電気通信役務収支表が、第二種指定電気通信設備接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に基づき、ソフトバンクモバイル株式会社の第29期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の移動電気通信役務に係る損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以上

第三部 接続会計財務諸表

1 貸借対照表

事業者名 ソフトバンクモバイル株式会社

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1 リース債務		555,818
(1) 有形固定資産			2 退職給付引当金		2,827
1 機械設備	1,643,296		3 ポイント引当金		11,845
減価償却累計額	730,525	912,771	4 資産除去債務		3,912
2 空中線設備	616,777		5 長期未払金		54,822
減価償却累計額	221,544	395,232	6 その他の固定負債		7,123
3 市内線路設備	4,429		固定負債合計		636,349
減価償却累計額	1,995	2,433			
4 市外線路設備	11,565		II 流動負債		
減価償却累計額	7,998	3,567	1 買掛金		88,518
5 土木設備	4,265		2 短期借入金		1,090
減価償却累計額	1,902	2,362	3 リース債務		251,919
6 建物	50,028		4 未払金		662,352
減価償却累計額	19,935	30,092	5 未払費用		3,534
7 構築物	31,698		6 未払法人税等		36,633
減価償却累計額	23,897	7,801	7 前受金		8,860
8 機械及び装置	660		8 預り金		20,834
減価償却累計額	58	602	9 前受収益		1,271
9 車両	2,828		10 賞与引当金		8,523
減価償却累計額	2,057	770	11 資産除去債務		108
10 工具、器具及び備品	50,367		12 その他の流動負債		6
減価償却累計額	35,298	15,068	流動負債合計		1,083,652
11 土地		9,681	負債合計		1,720,002
12 建設仮勘定		43,639			
有形固定資産合計		1,424,024			
(2) 無形固定資産					
1 施設利用権		395			
2 ソフトウェア		413,397			
3 借地権		66			
4 周波数移行費用		55,865			
5 建設仮勘定		70,588			
6 その他の無形固定資産		42			
無形固定資産合計		540,357			
電気通信事業固定資産合計		1,964,381			

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
B 投資その他の資産			(純資産の部)		
1 投資有価証券		36,414	I 株主資本		
2 関係会社株式		13,941	1 資本金		177,251
3 出資金		0	2 資本剰余金		
4 関係会社出資金		750	(a) 資本準備金	297,898	
5 関係会社長期貸付金		314,789	(b) その他資本剰余金	89,586	
6 長期前払費用		60,349	資本剰余金合計		387,485
7 繰延税金資産		24,334	3 利益剰余金		
8 その他の投資及びその他の資産		32,461	(a) 利益準備金	8,302	
貸倒引当金		△20,878	(b) その他利益剰余金		
投資その他の資産合計		462,164	繰越利益剰余金	1,316,104	
固定資産合計		2,426,545	利益剰余金合計		1,324,407
II 流動資産			株主資本合計		1,889,143
1 現金及び預金		50,490	II 評価・換算差額等		
2 売掛金		498,422	1 その他有価証券評価差額金		7,523
3 未収入金		47,746	評価・換算差額等合計		7,523
4 商品		40,278			
5 貯蔵品		3,155			
6 前払費用		15,232			
7 繰延税金資産		36,489			
8 短期貸付金		491,769			
9 その他の流動資産		32,961			
貸倒引当金		△26,422			
流動資産合計		1,190,123	純資産合計		1,896,667
資産合計		3,616,669	負債・純資産合計		3,616,669

2 損益計算書

事業者名 ソフトバンクモバイル株式会社

〔 平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		
1 音声伝送収入	549,251	
2 データ伝送収入	1,171,373	1,720,624
(2) 営業費用		
1 営業費	609,087	
2 施設保全費	175,780	
3 管理費	32,357	
4 減価償却費	262,183	
5 固定資産除却費	28,371	
6 通信設備使用料	160,319	
7 租税公課	30,898	1,298,999
電気通信事業営業利益		421,625
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		815,104
(2) 営業費用		731,108
附帯事業営業利益		83,996
営業利益		505,621
III 営業外収益		
1 受取利息	10,515	
2 雑収入	4,334	14,850
IV 営業外費用		
1 支払利息	13,587	
2 債権売却損	12,051	
3 雑支出	1,940	27,578
経常利益		492,893
税引前当期純利益		492,893
法人税、住民税及び事業税	175,796	
法人税等調整額	△3,412	172,384
当期純利益		320,508

3 個別注記表

事業者名 ソフトバンクモバイル株式会社

〔 平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで 〕

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を含む)

定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を含む)

定額法により償却しております。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職一時金制度の支給対象期間は平成 19 年 3 月 31 日までとなっております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度において費用処理しております。

(3) ポイント引当金

将来の「ソフトバンクポイントプログラム」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌期以降利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、B Bモバイル株式会社を連結納税親法人とした連結納税制度を適用しております。なお、当社は平成27年4月1日より連結納税制度の適用要件を充たさなくなったため、B Bモバイル株式会社を連結納税親法人とする連結納税グループから離脱する予定です。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が91百万円増加し、繰越利益剰余金が91百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益および1株当たり情報に与える影響は軽微です。

(貸借対照表に関する注記)

1. 割賦払いによる所有権留保資産

(所有権が留保されている資産)

機械設備	80,285	百万円
空中線設備	8,801	
建物	46	
構築物	95	
工具、器具及び備品	1	
ソフトウェア	29,338	
長期前払費用	123	
合計	118,692	

(未払金残高)

長期未払金	54,036	百万円
未払金	37,208	
合計	91,245	

2. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金等に対し、次の通り債務保証を行っております。

ソフトバンク株式会社 4,349,513 百万円

上記保証につきましては、当事業年度末において、ソフトバンクテレコム株式会社とともに連帯保証しております。

3. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しております。なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は733百万円となります。

4. 関係会社金銭債権債務

関係会社に対する金銭債権債務は次の通りであります。

長期金銭債権	3,982	百万円
短期金銭債権	497,267	百万円
短期金銭債務	123,011	百万円

5. 貸出コミットメント(貸手側)

当社は、親会社および子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しております。
当契約に係る貸出未実行残高は次の通りであります。

貸出コミットメントの総額	1,200,500	百万円
貸出実行残高	<u>806,558</u>	
差引	393,941	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	37,438	百万円
仕入高	61,293	百万円
営業取引以外の取引	10,525	百万円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	13,752	百万円
減価償却資産	12,242	
棚卸資産等	10,188	
未払事業税	7,399	
未払金および未払費用	5,049	
ポイント引当金	3,868	
その他	<u>12,809</u>	
繰延税金資産小計	65,309	
評価性引当額	<u>△207</u>	
繰延税金資産合計	<u>65,101</u>	
繰延税金負債との相殺	<u>△4,277</u>	
繰延税金資産の純額	<u>60,824</u>	

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3,596	百万円
資産除去債務	<u>△681</u>	
繰延税金負債合計	<u>△4,277</u>	
繰延税金資産との相殺	<u>4,277</u>	
繰延税金負債の純額	<u>—</u>	

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

機械設備	549,857	百万円
空中線設備	190,883	
市内線路設備	11	
市外線路設備	241	
建物	718	
構築物	951	
工具、器具及び備品	823	
ソフトウェア	<u>220,764</u>	
合計	964,251	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、債権流動化やセールアンドリースバック取引による資金調達を行っております。これらの調達資金は、主に設備投資を目的としております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしております。

長期貸付金は当社の親会社であるBBモバイル株式会社に対する貸付金であります。

短期貸付金は当社の親会社であるソフトバンク株式会社に対する貸付金であります。

営業債権である売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されております。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しております。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っております。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日です。

デリバティブ取引は行っておりません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注3)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	36,392	36,392	—
(2) 関係会社長期貸付金	314,789	314,789	—
(3) 現金及び預金	50,490	50,490	—
(4) 売掛金	498,422		
貸倒引当金(流動資産)(*1)	△26,390		
	472,031	472,031	—
(5) 未収入金	47,746		
貸倒引当金(流動資産)(*2)	△31		
	47,714	47,714	—
(6) 短期貸付金	491,769	491,769	—
資産計	1,413,188	1,413,188	—
(7) 長期未払金	54,822	54,724	△97
(8) リース債務(固定負債)	555,818	553,689	△2,129
(9) 買掛金	88,518	88,518	—
(10) リース債務(流動負債)	251,919	251,919	—
(11) 未払金	662,352	662,352	—
(12) 未払法人税等	36,633	36,633	—
負債計	1,650,064	1,647,837	△2,227

(*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金は、短期間で市場金利を反映する変動金利を用いており、また、貸付先の信用状態についても実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 現金及び預金、(5) 未収入金、(6) 短期貸付金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。割賦債権を除く売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期未払金および(8) リース債務(固定負債)

長期未払金およびリース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっております。

(9) 買掛金、(11) 未払金および(12) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) リース債務(流動負債)

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) ソフトバンク株式会社の金融機関等からの借入金等に対して債務保証を行っております。

当該保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の注記を省略しております。

(注3) 時価の把握が極めて困難であると認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	22
関係会社投資	13,941

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
				役員の 兼任等	事業上 の関係			科目	金額 (百万円)
親会社	ソフト バンク 株式会社	持株会社	(被所有) 間接 100%	兼任 4名	資金の 貸借 債務保 証	資金の貸付	139,726	短期貸付金	491,769
						利息の受取	826	—	—
						ブランド使用 料の支払	38,198	未払金	41,247
						債務保証	4,349,513	—	—
	BB モバイル 株式会社	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 6名	資金の 貸借	貸付金の 回収	34,255	関係会社 長期貸付金	314,789
						利息の受取	9,678	—	—
					法人税支払	114,771	未払金	69,987	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3. ソフトバンク株式会社の金融機関等からの借入金等に対し、債務保証を行っております。
 保証料の受取は行っておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	426,847 円	68 銭
1 株当たり当期純利益	77,683 円	83 銭

(重要な後発事象に関する注記)

(ソフトバンク B B 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ワイモバイル株式会社との合併)

当社は、平成 27 年 2 月 25 日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成 27 年 4 月 1 日をもって、当社を存続会社として、ソフトバンク B B 株式会社（以下「ソフトバンク B B」）、ソフトバンクテレコム株式会社（以下、「ソフトバンクテレコム」）、ワイモバイル株式会社（以下、「ワイモバイル」）を吸収合併しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

① 結合企業（吸収合併存続会社）

名称 ソフトバンクモバイル株式会社

② 被結合企業（吸収合併消滅会社）

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	相手会社		
	ソフトバンク B B 株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社	ワイモバイル株式会社
(1) 商号	ソフトバンク B B 株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社	ワイモバイル株式会社
(2) 所在地	東京都港区 東新橋一丁目 9 番 1 号		東京都港区 東新橋一丁目 9 番 2 号
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役社長 兼 CEO 孫 正義		代表取締役社長 兼 CEO エリック・ガン
(4) 事業内容	ADSL サービスの提供、 IP 電話サービスの提供	固定電話サービスの提供、データ 伝送・専用線サービスの提供	移動通信サービスの提供、携帯 端末の販売、ADSL 回線の卸売、 ADSL サービスの提供
(5) 資本金	100,000 百万円	100 百万円	43,286 百万円
(6) 発行済株式数	普通株式 6,227,041 株	普通株式 3,132,100 株	B 種類株式 344,426 株
(7) 株主及び 議決権所有割合	ソフトバンク株式会社 100%	ソフトバンク株式会社 100%	ソフトバンク株式会社 99.68%
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日

(2) 企業結合日

平成 27 年 4 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ソフトバンク B B、ソフトバンクテレコムおよびワイモバイルは解散しました。

(4) 合併に係る割当ての内容

	当社 (存続会社)	ソフトバンク B B (消滅会社)	ソフトバンクテレコム (消滅会社)	ワイモバイル (消滅会社)
本合併に係る割当て の内容(合併比率)	普通株式 1	普通株式 0.0468	普通株式 0.2761	B 種類株式 0.7600

(5) 結合後企業の名称

ソフトバンクモバイル株式会社

(6) その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）

当社を含む4社は、ソフトバンクグループにおいて国内の通信事業を担っており、当社は「ソフトバンク」ブランドで移動通信サービスを、ソフトバンクBBは「Yahoo! BB」ブランドでブロードバンドサービスを、ソフトバンクテレコムは固定電話やデータ通信などの通信サービスを、ワイモバイルは「Y!mobile」ブランドで移動通信サービスをそれぞれ提供しております。4社は、従来から通信ネットワーク、販売チャネル等の相互活用や、サービスの連携強化に取り組んできました。

本合併により、4社が有する通信サービス等の経営資源をさらに集約し、国内通信事業の競争力を一層強化することで、企業価値の最大化を図っていきます。また「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、革新的なサービスの創出に取り組むとともに、構造改革を通じて経営効率を高めていきます。さらにソフトバンクグループ各社とともに、IoT（インターネット・オブ・シングス）やロボット、エネルギー等の分野でも事業を拡大させていきます。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

4 移動電気通信役務収支表

事業者名 ソフトバンクモバイル株式会社

〔 平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

役務の種類		営業収益	営業費用								営業利益	摘要
				営業費	施設保全費	管理費	減価償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税公課		
移動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務 (携帯電話)	549,251	533,688	283,192	42,271	14,091	87,955	9,035	85,664	11,477	15,562	
	データ伝送役務	1,171,373	765,310	325,894	133,508	18,266	174,228	19,336	74,655	19,421	406,062	
	小計	1,720,624	1,298,999	609,087	175,780	32,357	262,183	28,371	160,319	30,898	421,625	
	合計	1,720,624	1,298,999	609,087	175,780	32,357	262,183	28,371	160,319	30,898	421,625	/

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成しています。

(2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/public/accounting/>

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第4項）で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（平成14年2月7日総務省告示第72号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあたっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務）
- ・データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ PHS（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他の移動体通信（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務